## 第5章 計画の推進

## 1.計画の推進体制

地域における生活課題が複合化・多様化・重度化していく中で、今後地域福祉を推進していくためには、市民や事業者、行政などが協働した新しいパートナーシップによるガバナンス(共治)を実践していくことが重要です。

現在、「ガバナンス」という言葉は、タテ系統の支配としての「ガバメント」に対して、中央政府と地方自治体が「対等な関係に立つ」という意味合いを持ち、地方自治体と市民や事業者も、対等で水平な関係にあるという意味で使われています。そのため、「ガバナンス」は「共治」と訳されています。

このように、政府と地方自治体、地方自治体と市民や事業者などが水平的な関係に立ち、協力していくためには、「情報公開」を前提とした「参加」または「参画」ということが不可欠となってきます。

今後はガバナンスの実践により、市民やボランティア、NPO、事業者などの多元的な主体が、情報公開を前提として行政と対等の立場に立ち、目標を共有することによって互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的・長期的な視点から本計画に取り組み、協働を進めていくことが重要です。

## (1)地域における推進体制

ガバナンスを実践していくためには、「地域自治組織」の形成と支援、すなわち自治体内の分権化を推進していくことが重要であるといわれています。

本計画の推進にあたって、小学校区を単位として組織する「地区社会福祉協議会」を設置し、校区で暮らす住民の積極的な参加を促すとともに、地域の自治会、ボランティア団体、民生委員・児童委員、福祉推進委員などとも連携を強め、校区全体が一体となって地域福祉活動を推進していくことが必要であり、その体制づくりに、市としても積極的な支援を行ないます。

## (2)市民、ボランティア、NPO、事業者等の役割

これからは、市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。今後は、地域福祉の担い手として福祉施策への意見を表明したり、自らボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参加したりするなどの役割が求められています。

また、事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

さらに、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや、市民の福祉への参加支援や福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

本計画を実効あるものにするためには、市民をはじめボランティア、NPO、事業者、 民間企業等のさまざまな主体による自主的な取り組みと、協働による取り組みが重要で す。

とりわけ、地域のニーズの把握や支え合い活動、支え合う人づくりなどについて、市民、ボランティア、NPO等の多くの力を結集する必要があります。

#### (3)行政の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的 に推進する責務があります。

それを果たすために、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、行政内部においては、福祉・保健・医療分野をはじめ、雇用・教育・文化・交通・住宅など生活関連分野を担当する関係各課と連携の強化を図り、市政のさまざまな分野において地域福祉の視点から施策を見直し、あるいは横断的な施策が推進されるよう取り組みます。

さらに、地域福祉への市民参加の機会の拡充に努めるとともに、総合相談体制や地域 福祉活動拠点の整備支援、情報提供の充実などに努めます。

### (4)社会福祉協議会との連携

平成 12 年 (2000 年)の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進が社会福祉の理念として規定されるとともに、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中核的な団体として明確に位置づけられました。社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

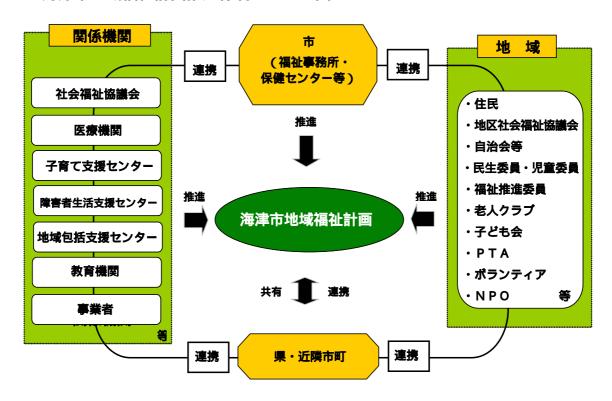
本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への市民参加をはじめと して、計画の各分野で市社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

## (5)県との共有・連携

総合的かつ効果的な地域福祉計画の推進を図るため、県や近隣市町との共有・連携を図ります。

#### 海津市地域福祉計画推進体制イメージ図



# 2.計画の進行管理

本計画を総合的に推進していくため、平成 20 年度に市民、ボランティア、NPO、 事業者、社会福祉協議会、行政等、地域福祉推進の協働者からなる「地域福祉推進協議 会(仮称)」を設置します。「地域福祉推進協議会(仮称)」は、各施策の実行年度および実施 主体等を具体化させ、各事業の実施状況と達成状況を把握しながら、全体的な進行管理 を行います。進行状況についてはできる限り公表し、市民の意見を反映していきます。 また、行政の内部組織として委員会を設置し、計画に基づく事業の進捗状況を確認します。

さらに,市民参加の視点から、数値などでは計ることのできない利用者の立場に立った福祉サービスなどの適切な評価が行えるよう、市民参加による評価委員会を設置し、市民の声を反映する検証の推進を図ります。

市を取り巻く環境変化などに適切かつ迅速に対応するため、必要に応じて事業内容や事業手法を見直し、新たな事業の実施なども視野に入れた事業の評価・改善を行っていきます。

今後の社会経済情勢の変化や新たな国の施策等に柔軟に対応するため、必要に応じて 計画の弾力的な運用を行っていきます。